

定 款

大 王 製 紙 株 式 会 社

大王製紙株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、大王製紙株式会社と称し、英文ではDaio Paper Corporationと表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を愛媛県四国中央市に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 紙類・パルプ類及びその副産物の製造加工並びに売買
- (2) 日用品雑貨の製造加工並びに販売
- (3) 機能性フィルム、粘着シート及び粘着剤等合成樹脂材料の製造加工並びに販売
- (4) 前各号に関連するプラントの設計、据付、売買並びに技術指導
- (5) 紙類・パルプ類製造加工に係る原材料・燃料の製造加工並びに売買
- (6) 化学薬品の製造、加工並びに売買
- (7) 山林及び木材の売買、造林、製材、木材加工並びに緑化・造園業
- (8) 農業及び水産加工業
- (9) 不動産の売買、賃貸借、仲介並びに管理
- (10) 土木建築の設計、監理並びに施工
- (11) 陸上運送業、海上運送業並びに倉庫業
- (12) 印刷物・広告宣伝物及び催事等の企画、制作並びに販売
- (13) 印刷用機器、事務用機器、電子機器及び関連機器並びに関連商品の製造販売・賃貸
- (14) 情報処理、通信システムの設計、製造、販売並びに情報通信サービスに関する事業
- (15) 教育、医療、スポーツ、観光、飲食及び宿泊の各施設の経営
- (16) 電気、蒸気及び燃料の供給に関する事業

- (17) 産業廃棄物及び一般廃棄物の処理並びに廃棄物の再生品の製造及び販売
- (18) 温室効果ガス排出権の売買
- (19) 労働者派遣事業
- (20) 福祉用品・医療機器・医療用具・医薬品・医薬部外品及び化粧品
の仕入れ、製造加工並びに販売
- (21) 介護のコンサルティングその他の介護サービスに関する事業
- (22) 前各号に関連する一切の事業

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、議事録に記載し、議長及び出席取締役がこれに記名捺印して保存する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 18 条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任)

- 第 19 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された取締役の任期は、任期満了前に退任した取締役の任期の満了する時までとする。
 - 3 増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

- 第 21 条 取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 2 取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。
- 3 取締役会長は、会社全般の業務を総攬する。取締役社長は、会社全般の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、日常の会社業務の執行を担当する。

(取締役会の権限)

- 第 22 条 取締役会は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。

(取締役会の招集者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急やむをえないときは、取締役及び監査役の全員の同意を得て、招集の手続を経ないで開催することができる。

(報酬等)

- 第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 25 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員 数）

第 26 条 当社の監査役は、5名以内とする。

（選 任）

第 27 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

（任 期）

第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、任期満了前に退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 29 条 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の権限）

第 30 条 監査役会は、法律に別段の定めがある事項のほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

（監査役会の招集者及び議長）

第 31 条 監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。

2 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急やむをえないときは、監査役の全員の同意を得て、招集の手続を経ないで開催することができる。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、善意でかつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで1年とする。

(期末配当金)

第 35 条 期末配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し支払う。

(中間配当金)

第 36 条 当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、金銭の分配として中間配当を行うことができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払義務を免れる。

1943年 5 月 5 日 制 定
2018年 6 月 28日 最終改正